

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 8 月29日

【会社名】 川岸工業株式会社

【英訳名】 Kawagishi Bridge Works Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清時 康夫

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋 1 丁目 2 番13号

【電話番号】 03 - 3572 - 5401(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 藪田 浩志

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市高田1055番地

【電話番号】 04 - 7143 - 1331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 藪田 浩志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月30日の取締役会において、当社の従業員に対して、当社の従業員の企業価値向上への貢献意欲を高めるため、また、当社の従業員持株会である川岸工業従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）へのさらなる入会を奨励することを企図して、本持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。そして、当社は、本日（2025年8月29日）開催の取締役会において、本制度に基づき、当社の従業員である本持株会の会員のうち、本持株会に割り当てられた株式に係る持分を取得することに同意した者（以下「対象従業員」といいます。）266名に対し、当社から金銭債権合計117,439,000円（以下「本金銭債権」といいます。）を付与し、本持株会に対し、対象従業員より本金銭債権の抛出を受けた本持株会が本金銭債権を現物出資財産として当社に給付することと引換えに（募集株式1株につき出資される本金銭債権の額は金4,415円）、当社の普通株式合計26,600株（以下「本割当株式」といいます。）を付与すること（以下「本自己株式処分」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

2【報告内容】

(1) 銘柄（募集株式の種類） 川岸工業株式会社 普通株式

(2) 本自己株式処分の概要

処分数（募集株式の数） 26,600株

注：本持株会は、2025年7月22日開催の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会の募集を実施し、持株会への入会希望者を募っております。処分する株式の数は、本臨時報告書提出日における最大値であり、募集締め切り後の全入会者266名（ただし、休会者は除きます。）に付与するものと仮定して算出しています。実際に処分する株式の数および処分総額は、2025年9月29日時点の本持株会の会員数の確認後に確定する見込みです。

処分価格及び資本組入額

() 処分価格（募集株式の払込金額） 4,415円

注：処分価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、本臨時報告書提出日の直前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値であります。

() 資本組入額 該当事項はありません。

注：本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組入れられません。

処分価額の総額及び資本組入額の総額

() 処分価額の総額 117,439,000円

注：処分価額の総額は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本臨時報告書の提出日の直前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値に処分数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。

() 資本組入額の総額 該当事項はありません。

注：本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組入れられません。また、本自己株式処分は、本割当株式の払込期日に、本持株会に付与される当社に対する本金銭債権を現物出資の目的として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 本割当株式の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

川岸工業従業員持株会 1名 26,600株

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、本持株会との間で、個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

譲渡制限期間

本持株会は、2025年9月29日（払込期日）から2030年9月29日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、対象従業員による引出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない（以下「本譲渡制限」という。）。

譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間の間、継続して、本持株会の会員であることを条件として、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間満了日に、本譲渡制限を解除する。対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年（ただし、定年退職後再雇用された場合は、当該再雇用期間の満了。以下定年について同じ。）、死亡、役員昇格その他当社の代表取締役社長が正当と認める事由により、本持株会の持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」という。）に従って、本持株会を退会した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日の属する月の第一営業日（以下「精算解除日」という。）をもって、払込期日を含む月から精算解除日を含む月の前月までに相当する年数（ただし、1年に満た

ない期間は切り捨てる)を5で除した数に、精算解除日において当該対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

本譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、本譲渡制限の解除を行う旨及び本譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に通知するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、対象従業員の保有する本持分のうち本譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、定時定例の買付けにより取得した株式に関して対象従業員が保有する通常の会員持分(以下「通常持分」という。)に振り替えるものとする。

当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他本譲渡制限契約に定める所定の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象従業員の保有する譲渡制限付株式持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、当該対象従業員の保有する譲渡制限付株式持分から控除するものとする。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、本割当株式に関して対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかず本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日をもって、本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

(6) 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本譲渡制限が付されていない他の株式とは区別して、割当予定先である本持株会が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理され、割当予定先である本持株会から申し出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、割当予定先である本持株会が保有する本割当株式の口座の管理に関連して大和証券株式会社との間において契約を締結しています。また、割当予定先である本持株会は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とします。

(7) 持株会契約に係る事項

持株会契約の内容

本制度に基づき、当社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式として本割当株式を付与するための金銭債権が支給され、対象従業員は、当該金銭債権を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された当該金銭債権を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての本割当株式の処分を受けることとなります。

持株会契約に基づき交付する予定の株券等の総数又は総額
上記(2)及びに記載のとおりです。

持株会契約に基づき株券等を交付することができる者の範囲
当社及び当社子会社の従業員

(8) 本割当株式の払込期日(財産の給付の期日)

2025年9月29日

(9) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上